

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(H P 版議事録)

(整理番号0892)

第1回特定最低賃金専門部会（輸送）

令和6年10月11日 非公開

開催日時	令和6年10月11日		10時45分～11時35分
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 審議日程について 3 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 賃金指導官の青木と申します。 本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、 使用者代表委員2名の合計8名でございます。 従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定され ます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いた します。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方 に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、 ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願 いいたします。
事務局	ただいまから、第1回群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金専

	<p>門部会を開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。</p> <p>賃金室長の根岸と申します。よろしくお願ひいたします。恐縮ではございますが、この先は着座にて進めさせていただきます。</p> <p>最初に、本専門部会の開催に当たりまして、津田労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
労働基準部 長	<p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>本日の最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきましてありがとうございました。厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政を始めとした、労働行政全般の円滑な運営に多大なご支援とご協力を賜っておりますことにつきましても、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとのご意見をいただきました。これをもちまして、改正についてご審議をいただくことになったところでございます。</p> <p>この特定最低賃金は、地域別最低賃金が全ての労働者の方の賃金の最低額を保障するセーフティネットで、私共行政機関に決定を義務付けているということとは趣を異にして、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとして、関係労使の皆様のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。</p> <p>専門部会委員の皆様方におかれましては、大変なご苦労をおかけすることになりますが、特定最低賃金の趣旨をお酌み取りいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>続きまして、議題の3に進ませていただきます。</p> <p>専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料2の4枚目をご覧ください。</p> <p>委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。委員の皆様は着座のままで結構でございま</p>

	<p>すので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まずは、公益を代表する委員といたしまして、■委員、■委員、■委員。</p> <p>次に、労働者を代表する委員といたしまして、■委員、■委員、■委員。</p> <p>次に、使用者を代表する委員といたしまして、■委員、■委員、■委員。■委員はご都合により欠席されております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきましてよろしくお願ひいたします。</p> <p>資料3が事務局名簿となっております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、議題の4に移らせていただきます。</p> <p>部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。</p> <p>部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。</p> <p>慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が取られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので発表させていただきます。</p> <p>部会長には、■委員、部会長代理には、■委員をそれぞれ選出することとございました。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p>
労使委員	【異議なし】
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました■委員、部会長代理になられました■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。</p> <p>最初に、■委員からお願ひいたします。</p>
■委員	<p>■でございます。</p> <p>近年、特定最低賃金、また、最低賃金全般についての議論という</p>

	ものが極めて活発なものになっているかと思います。特定最賃の審議におきましても、様々な角度から慎重に審議を行っていく必要があるという風に考えております。小職といたしましては、公平公正な議事の運営に努めてまいりたいと存じますので、委員の先生方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございます。 続きまして、■委員にお願いいたします。
■委員	部会長代理を務めさせていただきます■でございます。 どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございました。 これから議事進行につきましては、■部会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願ひいたします。
部会長	では、会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 最初に、特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、説明させていただきます。 資料4の群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。 こちらの運営規程は、4業種ある専門部会共通のものとなっております。第3条で専門部会の委員の数、第4条で会議の招集、第6条で部会長が会議の議長となること、第7条で会議の公開・非公開、第8条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第9条で審議会長への報告、第10条で専門部会の廃止といったことについて規定されています。 ご承知いただきますようよろしくお願ひいたします。
部会長	事務局から特定最低賃金専門部会運営規程について説明がございました。 これについて、ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。
各委員	【特になし】

部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>特にご意見等は無いようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、令和6年度の特定最低賃金専門部会の運営につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、2点ございます。</p> <p>まず、1点目でございますが、専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>資料4の「特定最低賃金専門部会運営規程」こちらを再びご覧ください。</p> <p>専門部会の会議は、運営規程第7条第1項のただし書きの3行目にございます「公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、例年、第1回目から非公開とされてきております。</p> <p>本年度は、6月28日に開催されました審議会において、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出されまして「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にしていただきまして、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。</p> <p>部会長といったしましては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は第1回目から非公開とすることが適当と考えますが、ご意見等ございましたらお願ひします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご賛同いただいたものと理解いたしました。</p> <p>本年度も第1回目の会議から非公開といたします。</p> <p>続けて、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい、2点目でございます。</p> <p>専門部会の議事録及び会議の資料の公開・非公開についてご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様、原則公開であるものの、ただし書き以降に「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。」とされております。</p> <p>令和2年度に審議いただいたことで、令和2年度からは専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則、公開とさせていただいております。加えて、労働局ホームページにも掲載をさせていただいております。</p> <p>そこで、本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、これらの法律に規定された不開示情報を除いて開示されることになります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開してきております。加えて、労働局ホームページへも掲載してしております。</p> <p>本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は、公開といたします。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理します。</p> <p>議事録には発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用</p>

	<p>者委員、労働者委員などと記載することとします。</p> <p>事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することとします。</p> <p>以上といたしますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>このほか運営規程について、何か意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>特になくないので、運営規程については、このようにしたいと思います。</p> <p>次に、特定最低賃金改正決定の諮問につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明をさせていただきます。</p> <p>特定最低賃金改正決定の諮問についてご報告させていただきます。資料8に諮問文の写しをつけております。8月8日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定にかかる諮問を行っているものでございます。</p> <p>そこで、特定最低賃金の改正決定の仕組みや今回の諮問に至るまでの経過などについてご説明いたします。</p> <p>資料5の「特定最低賃金の仕組み」をご覧ください。</p> <p>項目1のように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されるものです。</p> <p>項目2は、決定の仕組みとなっており、関係労使から改正等の申</p>

	<p>し出が行われることを要件として、労働局長が審議会の意見を聴いて決定されます。</p> <p>決定に際して、※印にありますように、地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして、行政機関に決定を義務付けているのに対して、特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定するといったものとなっています。</p> <p>参考までに全国の特定最低賃金の設定件数などを申し上げますと、昨年度末時点で 224 件、適用使用者数は約 8 万 4 千 9 百人、適用労働者数は約 283 万 3 千 3 百人となっております。</p> <p>今回の特定最低賃金改正決定の諮問について経過をご説明いたします。</p> <p>資料 6 をご覧ください。</p> <p>特定最低賃金 4 業種ごとの改正決定に関して行われた申出を一覧にしたものでございます。申出者などはご覧のとおりです。</p> <p>この申し出につきましては、資料 7 に申出書の写しつけております。この申出によりまして、8 月 2 日の審議会におきまして、労働局長が審議会長に対して改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議いただいた結果、8 月 8 日に審議会長から 4 業種いずれも改正決定の必要性有りとの答申がなされました。そこで、労働局長から審議会長に、資料 8 のとおり今回の改正決定額について諮問をさせていただいたという経過になります。</p> <p>諮問により審議会におきまして、特定最低賃金 4 業種ごとに専門部会を設置することの決議いただいております。</p> <p>なお、事務局では、諮問の翌日 8 月 9 日に 4 業種について、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を行いましたけれども、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から特定最低賃金改正決定の諮問などについて説明がございました。</p> <p>これらにつきまして、ご質問等がございましたらお願ひいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。

	<p>ご質問等ないようすで、次に進めさせていただきます。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、説明させていただきます。</p> <p>資料10をご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>第6条第5項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とするとできるとされています。8月8日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますのでご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項では専門部会の廃止について規定されており、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、具体的には、運営規定第10条にありますように、特定最低賃金に係る異議の申し出がなかった場合に廃止されることになります。廃止に伴う専門部会委員の皆様の解任通知文書につきましては、これまで交付を省略させていただいているところでございます。ご了解いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局の説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がありました。これについてもご了解をお願いします。</p> <p>のことにつきまして何かご質問等がござりますか。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご質問等がないようすで次に進めさせていただきます。</p> <p>次に、特定最低賃金専門部会の審議日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	はい、説明させていただきます。

	<p>資料 11 をご覧ください。</p> <p>近年の審議状況でございます。中段以下が特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。</p> <p>続きまして、資料 12 をご覧ください。</p> <p>委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして誠にありがとうございました。この日程表のとおり会議を開催させていただきたく存じます。会議の開催回数につきましては、8月8日の審議会においても議決されておりますが、日程表のとおり本日を含めまして2回の予定となっております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の3分の2以上の出席又は公・労・使の各側委員の3分の1以上の出席となっておりますので、6名以上の委員の出席又は公・労・使の委員それぞれ1名以上が出席していただくことが必要となっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多用のところ恐縮ではございますがご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に、資料 13 は「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局から説明がございました次回会議の日程ですが、委員の先生方にはいかがでしょうか。</p> <p>このとおりでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>それでは、次回の第2回目の会議は、資料 12 の「輸送」欄に記載のとおり、10月30日の木曜日、午後1時30分から7階大会議室にて開催といたします。ご出席をお願いいたします。</p> <p>次に、特定最低賃金額の審議について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、審議に資する資料は4業種の専門部会共通で、最新の内容のものを整えさせていただいております。</p> <p>まず、用意いたしました資料についてご説明いたします。</p> <p>資料 14 は、過去12年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料 15 は、特定最低賃金の北関東三県の比較の表でございます。</p>

	<p>資料 16 は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。令和 5 年度の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものです。</p> <p>資料 17 は、令和 5 年度の特定最低賃金改正状況でございます。</p> <p>資料 18 は、令和 6 年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。</p> <p>資料 19 は、令和 6 年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。</p> <p>資料 20 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。</p> <p>資料 21 は、群馬県金融経済概況でございます。</p> <p>資料 22 は、最近の県内経済情勢でございます。</p> <p>資料 23 は、法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございます。</p> <p>資料 25 は、消費動向調査結果でございます。</p> <p>資料 26 は、第 213 回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>資料 27 は、第 197 回企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>資料 28 は、労働市場速報でございます。</p> <p>資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当から内容をご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、当賃金室で実施いたしました、令和 6 年度の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきますので、資料 19 をご覧ください。着座にて失礼いたします。</p> <p>はじめに 1 枚めくっていただきまして、1 ページ目の令和 6 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要につきまして、説明させていただきます。</p> <p>まず、調査依頼事業所数は 2,064 件で、そのうち有効回答件数は 1,024 件でした。</p> <p>調査に関しましては、令和 6 年 6 月分の賃金額について実施をいたしました。</p> <p>また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。</p> <p>調査対象地域につきましては、群馬県全域となっております。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模につきましては、真ん中の表にあります業種を対象に、さらに網かけした人数の事業所を対象にしております。</p> <p>ちなみに、特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業につきましては、100 人未満の事業所を調査対象としております。</p>

調査結果につきましては、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計したものになっております。

従いまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業と規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、1枚めくつていただき3ページをご覧ください。

賃金統計用語であります、未満率と影響率について説明をいたします。

未満率につきましては、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合になります。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率につきましては、最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。

次に、少し飛んでいただいて7ページをご覧ください。

輸送用機械器具製造業の調査結果につきまして、説明させていただきます。

はじめに未満率についてです。輸送用機械器具製造業の現行の最低賃金が1,006円ですので、この右の表にあります1,005円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、1,005円以下の累積労働者数は994人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は8,662人でした。これをBといたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は小数点以下第二位を四捨五入いたしまして11.5%となりました。

従いまして、輸送用機械器具製造業の労働者の11.5%が最低賃金額を下回っていたという結果になっています。

ちなみに右の表の累積労働者数につきましては、産別適用除外労働者を除く人数となっております。

次に少し飛んでいただいて11ページをご覧ください。

この表は、輸送用機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになります。左が全労働者数、真ん中が一般労働者、右端がパート労働者になっております。

一般労働者については、時給2,000円以上の分布が多いという結果になっておりますが、一方でパート労働者を中心に、現行の1,006円を下回る労働者も多いという結果となっております。

次に12ページをご覧ください。

この表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値について、令和2年度から今年度までの推移を表したものになっ

	<p>ております。</p> <p>輸送用機械器具製造業の未満率は、令和5年度4.9%と下降しましたが、今年度は11.5%と、令和3年度の10.4%を上回る上昇率となっております。</p> <p>続きまして14ページをご覧ください。</p> <p>この表は、産業別の未満率と影響率の推移を表したものとなっています。輸送用機械器具製造業は、折れ線グラフで紫色の線で示されております。</p> <p>最後に18ページをご覧ください。</p> <p>この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係を表すものとなっています。引上げ額0円の場合から、引上げ額60円までの場合の影響率を表したものになります。</p> <p>以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要を説明させていただきました。この調査結果が、審議をする上で委員の皆様のお役に立てればと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>資料のご説明、誠にありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問等がございましたらお願ひいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等があればお願ひしたいと思います。</p>
事務局	<p>ご審議いただく前に、2点ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議において、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。</p> <p>第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。</p> <p>以上でございます。</p>

部会長	<p>この後は事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ります。まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から、基本的な考え方をお伺いします。その後は自由にご審議をお願いいたします。</p> <p>でははじめに、労働者側委員の先生からお願いいたします。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>はい、労側委員の[]です。</p> <p>今年も輸送用機械器具製造業の特定最賃の専門部会を開催できることについて、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>特定最低賃金は、同じ産業で働く労働者の最低賃金としての機能を持つことから、未組織労働者をはじめ、正規非正規労働者の賃金格差是正を図るためにも、重要な取り組みと考えております。</p> <p>金属労協の2024年春季生活闘争においては、8月5日時点の全体の約54.9%の単組において、企業内最低賃金協定を締結し、平均締結額は、178,013円で、昨年と比べた引き上げ額の平均は、10,425円となっております。この178,013円を、月161時間の時給に換算すると、約1,106円となります。この取り組みを自動車産業、輸送機器産業で働く未組織労働者などを含めた、全ての労働者に波及させていくことも必要だと考えております。</p> <p>また、この輸送用機械器具製造業は、県内においては主要産業であり、労働者数や生産数、出荷額等においても、他産業と比較してウェイトが高く、地方経済における重要な役割を担っております。</p> <p>この主要産業を将来に渡り継続的に発展させていくためには、産業の魅力を高めつつ、優秀な人材の確保は必要不可欠です。人材確保の面と併せて、現在働いている労働者のモチベーションの維持、向上を図れるように、論議をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに労働者側委員の先生ございますか。</p> <p>委員お願いいたします。</p>
委員	<p>はい、労側委員の[]です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>今年の春闘の結果は、今、[]さんからご説明いただいたとおりですが、私共の産業別労働組合の中では、平均額が10,000円を超す一方で、中小部品メーカーの多くは、賃上げが進まず、大手との</p>

格差が開きました。そして、賃上げができた企業も含め、人材流出が止まらず、何年も高卒採用ゼロの企業も多くあります。

よく報道される住みたい街ランキングで、群馬は上位であることが多い中、主要産業である輸送用機械器具製造業に人が集まりません。これは、賃金の魅力に欠いていると言わざるを得ず、県内に住んでも、遠距離通勤や在宅勤務で、賃金の高い県外に仕事を求めるに繋がっているという風に感じております。

中小企業が、賃金原資を確保するためには、労務費の価格転嫁を行うことが重要ですが、中小企業が、客先の求めるエビデンスを用意し、交渉することは非常に厳しいままです。

公正取引委員会が示した、労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針では、発注者に説明や根拠資料を求める場合には、公表資料に基づくものとすること、としております。特定最賃は、この公表資料として重要と考え、適切な設定により、価格転嫁実現を目指す動きです。

労働者の技術に対し、適切かつ魅力ある対価を払える仕組みとなることが、県の産業の今後の発展に繋がるものと考えております。

良い結果に結び付くよう、議論をお願いしたいと思います。

部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、[] 委員お願いいたします。

[] 委員

はい、よろしくお願ひします。労側の[] です。

今年の春闘は、満額回答ですとか、30数年ぶりとなる大幅なベースアップを行った企業も見られた一方で、ベアに至っていない中小企業も我々の産業別労働組合の中にはございます。

また、最近話題になりました、主食のお米の値段も上昇しております。昨年から引き続いての物価上昇に歯止めがかからず、家計を苦しめている状況は変わっておりません。また、私たち製造業でも、人材不足は相変わらずの状況で、社員の定着ですとか、離職についても、良い状況とは言い難く、長年かけて教育をして、技術を習得した技術者や、オペレーターが離れています。

社員が離れていく全ての理由が、賃金が安いからというわけではありませんけども、働いた報酬の賃金は多い方がありがたいです。働く方々のモチベーションの維持・向上のためにも、魅力ある賃金となることを希望しております。

このような様々な角度から、状況を鑑みてみると、賃金改善要求は妥当なものであると考えております。お互いに納得のいく議

	<p>論が得られることをお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私は以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生いかがでしょうか。</p> <p>■委員お願いいたします。</p>
■委員	<p>はい、使用者側委員の■でございます。</p> <p>今、労働者側委員の皆様からいろいろな意見を頂戴いたしました。まあ、群馬県地方最低賃金の時も申し上げたことでございますけれども、もちろん賃金を上げていかなければいけないという考え方を持っております。一方で、会社を経営していく中で、経営する環境というのが、依然として厳しい状況にあることは、皆さんご存じのとおりだと思います。特に近年ではコロナショックというものがありまして、それからの立ち直りは未だにできていないという状況でもありますし、特にこの輸送用機械に関しますと、電動化という大きな変革が訪れておりまして、正直方向性というのも少しうれしい状況で、その方向性によっては、我々もいろいろなことを方向転換せざるを得ない、もちろんそれは経営ですとか、社員の給与とか含めて、あるいはものづくりの環境そのものをいろいろとえていかなければならない状況になります。そういう中で、もちろん今回もしっかりと議論させていただきたいと思っておりますし、地方最低賃金同様、上げるということについては異論はございませんが、最低賃金との格差、幅ですとか、業種間の格差ですとか、そういうことについて、もう少し慎重に審議していった方がいいのではないかという風に思っております。</p> <p>先ほどもありましたとおり、賃金だけが従業員を雇用する必要条件ということではないと思いますけれども、その辺のところも皆さん方の意見も含めながら、今回しっかりと議論させていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにいらっしゃいますか。</p> <p>■委員お願いします。</p>
■委員	<p>使側委員の■でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>いろいろとこうお話を聞いておりまして、基本的には最低賃金</p>

	<p>というものと、例えば人材確保ですか、あるいは個別の企業の賃上げというものとは、混同して考えるべきではないということです。人材確保や賃上げというのは個別の企業でやっていただけばいい話でありまして、最低賃金というのは一律という、そういう発想でございます。企業の支払い能力というところが勘案事項の一つで、当然先頭で引っ張っていくような、そういう存在ではなく、最後から追いかけていくような存在ではないかなという風に思います。そういう意味で、例えば例年のことございますけれども、先ほど賃金調査の結果の発表がありましたけれども、うちの局の場合はですね、995円以下という方がパートで見ますと4割いるということになっております。これはダントツに階層としては多いところであります。995円以下ということは、場合によっては985円未満、つまり地域別最低賃金未満の方もいるのではないかと想定できるわけでございます。そうしますと、そもそもこれだけ地域別最低賃金が上がってきますと、皆様方がおっしゃるセーフティネットとしては、そちらで充分ではないかと、こう考えます。</p> <p>また、業種区分にしましても、先ほどお話ししましたとおり、例えば機械と電気、あるいは電気と輸送といったところの垣根が、昔ほどしっかりしているわけではないような、電気自動車の登場って正にそんな感じだと思いますけれども、そうすると現行の区分というのも、果たして妥当性があるのかということを考えますと、特定最低賃金ってこれまで必要だったかもしれませんけれども、もうその任を終えたのではないかと、こんな風に考えている次第であります。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 そうしましたら、公益委員の先生方いかがでしょうか。</p>
公益委員	【特になし】
部会長	<p>特によろしいでしょうか。 ほかにご意見等はございませんか。 それでは意見も出尽くしたようです。 今までのご意見を踏まえて、次の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】

部会長	それではそのようにさせていただきます。 最後に、その他について、事務局から何かございましたらお願いたします。
事務局	特にございません。
部会長	委員の先生方、何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。 ご意見等ないようです。 次回の会議では、事務局から提供された資料も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。これで第1回専門部会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れさまでございました。